



「現場の技術者が重複していると言われる…経費削減でリストラも限界です…そう厳しく言わんで下さい」との声が、経審・実態調査の隣の席から聞こえてきました。県の調査員が業法違反

により15点の減点になる旨、説明した模様です。公共性のある2500万円(建築のみ5000万円)以上の工事を請け負う場合、下請であっても技術者は専任を求められ他の工事

「社保事務所から役員である妻の病気入院に伴う傷病手当金(休業補償)について調査をすると言ってきた。会計事務所に役員報酬を取らないようにする事を連絡していなかったため決算書等を見せるとまづい事に…?」との相談がありました。傷手を貰う条件は①療養のため仕事を休んで②給料(報酬)を受けられない時…ですが、取締役等の役員については実際に無報酬であったのか、後日調査になる事がよく

「現場の技術者が重複していると言われる

ても…経費削減でリストラも限界です…そう厳しく言わんで下さい」との声が、経審・実態調査の隣の

**現場の専任技術者には3ヶ月が必要に!!**



**ミスを認め返還不要! 無報酬前提の傷病手当**

との掛け持ちは違反になります。この技術者は所属の建設業者と雇用関係がなければならず、下請業者の職員を工事期間だけ臨時に雇用する等も認められません。さらに11/7付けて国土交通省は

新解釈を公表し  
入札申込時点で  
3ヶ月以上の雇用

関係がない技術者は、現場の専任技術者として認めない事を明確にしました。他の建設業者からの出向者も従来禁止されており直接的・恒常的な雇用関係が又厳格になりました。

あります。総勘定元帳や給与台帳で幾らかも支給が分かると手当金の全額返還を求められます。今回のケースは①経理担当の妻本人が病気で会計事務所との連絡がよく出来

ました。②調査の時には決算期を過ぎ決算内容が確定していた③次回の決算の際に役員報酬を会社に戻す事を誓約し、社労士も立ち会っている

…といった理由で返還不要になりました。

